

多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する

総合的な施策の大綱

(案)

第六次多摩市総合計画に定められた以下の施策をもって、多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に代える。

- 政策 A 施策 5 「児童・生徒の学びを支える環境づくり」
- 政策 A 施策 6 「確かな学力を育む教育の推進」
- 政策 A 施策 7 「豊かな心を育む教育の推進」
- 政策 A 施策 8 「健やかな体を育む教育の推進」
- 政策 C 施策 2 「交流による多文化共生社会の醸成」
- 政策 C 施策 4 「学びや学びあいからはじまる地域づくりの推進」
- 政策 C 施策 5 「「社会教育」と「家庭教育支援」の充実」
- 政策 C 施策 6 「スポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくり」
- 政策 C 施策 7 「文化芸術が身近にあるまちづくりの推進」

< 提案理由 >

- 「第六次多摩市総合計画」は、総合計画審議会を含む様々な市民参画や市議会での議論を経て策定したものであること。
- 「第六次多摩市総合計画」は、刻一刻と変化する社会情勢に対応していくため、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき多摩市教育委員会において策定された「第二次多摩市教育振興プラン」をはじめとする既存の個別計画との結びつきを意識するとともに、今後の個別計画の策定又は改定に際しての整合性を図ることに留意し、施策の目指す姿や主な施策の方向性を示すに留めていること。

※根拠法令

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。